

# 同和行政・同和教育の終了を

## 県民の努力と成果を踏みにじる

### 条例制定は許されない

#### 埼玉人権連が県に要求書提出

部落問題解決への取り組みの歴史と到達を無視した部落差別解消推進法の成立を踏まえ、埼玉人権連は5月1日付で県に「同和行政の終結を求める要求書」を提出しました。

「要求書」で人権連は、部落差別解消推進法が新たな障害と混乱をもたらしかねないことを指摘するとともに、法の条文で「地域の実情をふまえて」地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることが明記され、国会の「付帯決議」で「教育及び啓

発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう内容・手法等に配慮すること」が求められていることを指摘。特別措置法終了15年の歴史的経過と現在の到達状況を踏まえた政策の実行こそが「真に部落差別の解消に資するもの」であり、同和行政・同和教育を早急に終結させなければならない、として以下の事項について要求しました。これに基づいて7月26日に県と話し合いをします。

1、人権問題や部落差別の実情に関して、下記事項についてご回答ください。

(1) 県が把握している部落問題を理由とする「基本的人権の侵害と不当に差別した取り扱い」の2015年度・16年度の県内の件数と具体的な事実(内容)。

(2) 県がおこなっている各種県民相談の、2015年度・16年度における相談件数について、①総件数、②県民生活部に寄せられた件数、③人権推進課関係の件数、④同和問題に関する件数と具体的な内容。

(1) 冊子に繰り返し書かれている「同和地区」は、現在も存在するのか。「同和地区」はどこか。「同和地区の人々」とは、どういう人か、根拠は何

究明、責任が問われている。

(3) 最近の「意識調査」の質問項目に「身元調査」や「土地調査」など、若い世代をはじめ県民に理解しがたい項目が新たに追加されているが、なぜこのような一部の人たちが問題にしている項目が追加されるようになったのか、知らない人に新たな誤解や偏見を植え付けることにならないか。

さらに、これらの問題の責任は県民一般の側にあるのではなく、戸籍簿管理者である行政の責任であり、特別法終了15年の現在もお「同和地区」の用語を使用し続ける行政の責任こそが問われていることを認識するべきではないのか。

「人権意識調査」がもたらしている問題を検討し、「意識調査」の廃止を求めます。

4、部落差別解消推進法に関して、県の方針と見解をご回答ください。

(1) 部落差別の解消の推進に関する法律、および国会の「付帯決議」についての現時点での県の見解と具体的な方

針、

も、「そういう課題も踏まえて、議員の熱い思いを踏まえ、条例制定を前提に進めていきたい」と回答しました。

部落差別解消推進法は部落問題解決への取り組みの歴史に逆行する法ではあるが、罰則規定のない部落差別をなくすための理念法として定められた法律であるにもかかわらず、条例で罰則規定を設けるなどは論外であり、特別に条例を必要とする状況は埼玉県にはない。

「条例制定を前提に進めていきたい」との回答は、部落差別解消のこれまでの県民の努力と成果を踏みにじり新たな混乱を招くもので、県民の理解と合意は得られない。罰則規定の有無に関わらず新たな条例を制定するべきではない。県の見解を明示していただきたい。

(4) 部落解放同盟主導の人権教育・啓発推進の取り組みについて、埼玉県実行委員会が部落差別解消推進法成立への県の支援に感謝の意を表明しているが、法成立に当たって県が具体的にどのような支援をしたのかを明らかにすること。

また県は、人権教育・啓発推進埼玉県実行委員会を踏まえ、議員の熱い思いを踏まえ、条例制定を前提に進めていきたい」と回答しました。

部落差別解消推進法は部落問題解決への取り組みの歴史に逆行する法ではあるが、罰則規定のない部落差別をなくすための理念法として定められた法律であるにもかかわらず、条例で罰則規定を設けるなどは論外であり、特別に条例を必要とする状況は埼玉県にはない。

「条例制定を前提に進めていきたい」との回答は、部落差別解消のこれまでの県民の努力と成果を踏みにじり新たな混乱を招くもので、県民の理解と合意は得られない。罰則規定の有無に関わらず新たな条例を制定するべきではない。県の見解を明示していただきたい。

(4) 部落解放同盟主導の人権教育・啓発推進の取り組みについて、埼玉県実行委員会が部落差別解消推進法成立への県の支援に感謝の意を表明しているが、法成立に当たって県が具体的にどのような支援をしたのかを明らかにすること。

啓発推進埼玉県実行委員会を踏まえ、議員の熱い思いを踏まえ、条例制定を前提に進めていきたい」と回答しました。

部落差別解消推進法は部落問題解決への取り組みの歴史に逆行する法ではあるが、罰則規定のない部落差別をなくすための理念法として定められた法律であるにもかかわらず、条例で罰則規定を設けるなどは論外であり、特別に条例を必要とする状況は埼玉県にはない。

「条例制定を前提に進めていきたい」との回答は、部落差別解消のこれまでの県民の努力と成果を踏みにじり新たな混乱を招くもので、県民の理解と合意は得られない。罰則規定の有無に関わらず新たな条例を制定するべきではない。県の見解を明示していただきたい。

(1) 特別法終了時(2002年3月)に策定された「平成14年度以降の同和対策関係施策の取扱いについて」は、教育・啓発を含めて既に役割を終えており、これを廃止し同和行政・同和教育を終了させること。

(2) 「同和教育」について、①そもそも歴史的に「同和教育」の必要性は何であったか、そしてその必要性は現在どうなっているかを明らかにすること。

(3) 発達段階を無視して義務教育(特に小学校)の授業で部落問題(同和問題)を教えるのは問題ではないか。廃止に向け検討されるよう要望します。以上

また県は、人権教育・啓発推進埼玉県実行委員会を踏まえ、議員の熱い思いを踏まえ、条例制定を前提に進めていきたい」と回答しました。

埼玉県人権意識調査結果

事項	調査年	1983(昭58)	1993(平5)	2010(平22)
子どもの結婚に対する親の態度	子どもの意思を尊重する	57.8%	57.4%	52.4%
	子どもの意思強ければ仕方ない	32.7	36.9	26.6
	結婚を認める	90.5	94.3	79.0
	家族・親戚が反対なら認めない	5.4	2.8	1.3
	絶対に結婚は認めない	3.2	2.0	1.2
	先方から断らせる	0.9		
	結婚を認めない	9.5	4.8	2.5
	わからない			16.0
	不明・無回答		0.8	1.2
	相手と同和地区の人と分かった時	これまで通り親しくつきあう	90.5	90.2
表面的にはつきあう		7.5	8.5	
つきあいはやめる		0.6	0.3	0.6
できるだけつきあいを避ける				2.7
わからない				20.0
無回答	1.4	1.0	1.3	

【要求事項3「県民意識調査」に関する資料】  
前進でなく後退さえみられる状況をどう考えるか

大会で選出された今年度県連役員

会長 三枝 茂夫(深谷)  
副会長 栗原 二郎(南河原)  
同 松本 賢次(花園)  
同 山本 喜久雄(大宮)  
事務局次長 川崎 栄蔵(上尾)  
同 内海 ハル子(神川)  
同 笠本 喜市(本庄)  
同 小林 久男(熊谷)  
同 宮澤 明(熊谷)  
同 吉田 務(上尾)

(2面最下段の続き)  
もたらず「共謀罪」法の強行採決に断固抗議し廃案を求める。  
以上、決議する。  
2017年7月2日  
埼玉県地域人権運動連合会  
第14回定期大会